

# 相続がおきたら、 相続手続きが必要です。

相続の手続きが必要になったら最初に読む本  
**わかりやすい**  
**相続手続きハンドブック**

不動産相続登記

銀行口座等解約

相続税申告

不動産整理

まずは、電話診断ヒアリング・無料訪問予約



Presented by Fuji Sogo Group

NPO法人 相続手続きサポートセンター

 **0120-67-5129** 担当：岡田・千代田

受付時間 平日 10:00～17:00 ※土曜日の面談は応相談

# 相続手続きってなに？

相続がおきたら、何かしらの相続手続きが必要です

相続手続きは、大きく3つのグループに分かれます

## 行政・保険関係手続き

死亡届：7日以内  
世帯主変更：14日以内  
国民健康保険：14日以内  
年金手続き：14日以内  
未支給年金請求：5年以内  
死亡一時金：2年以内  
高額医療費支給：2年以内

加入生命保険の確認  
死亡保険金：3年以内  
入院保険金の請求

## 財産関係手続き

遺言書の有無と検認  
相続人全員の戸籍収集  
法定相続情報一覧図写し  
相続資産と債務把握  
遺産分割の内容確定と  
遺産分割協議書の作成  
財産の分配承継  
相続登記

- 不動産名義変更：3年以内
- 相続放棄等：3か月以内
- 銀行等の通帳解約
- 証券口座の解約
- 住宅ローン等の手続き
- 投資信託・NISAの解約

## 税金関係・不動産整理

準確定申告：4か月以内  
医療費控除還付請求  
遺産調査・評価  
相続税申告の要否判断  
相続税申告：10か月以内

不動産調査・査定価格  
価格による分割協議  
特例措置の適否判断  
不動産会社の選択  
不動産売却して換金分割

こんなにあるの？こんなに面倒なの？

- 自分に必要な手続きはどれ？
- どんな書類が必要なの？
- 遺産分割協議書は必要なの？
- 不動産名義変更は義務なの？
- 税金はかかるの？相続税は？



不動産名義変更は義務・相続税申告は10か月以内

相続手続き診断を受けて仕分けしましょう

自分でできる手続き

財産診断  
司法書士へ依頼  
すべき法務手続き

相続税診断  
税理士へ依頼すべき  
税務申告

# まずは診断しましょう！ - 相続手続き診断サービス -

## お電話 または 無料訪問予約の手順

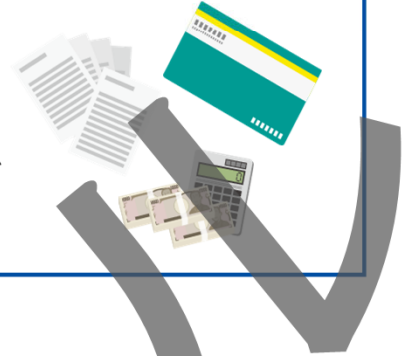
### ステップ 1

#### 関係書類の準備

わかる範囲でご用意ください。


例

- 銀行通帳と額
- 有価証券と額
- 固定資産税納税通知書
- 死亡保険金の額
- 生前贈与の有無 など



### ステップ 2

相続手続き診断サービスへお電話 お電話で20分ほど、相続手続き診断ヒアリング。

 **0120-67-5129**

担当：岡田・千代田 受付時間 平日 10:00～17:00 ※土曜日の面談は応相談

### ステップ 3

お客様に必要な相続手続きをピックアップ

自分でできる手続き

不動産名義変更  
銀行口座解約等  
手続き代行パック案内

相続税診断・  
相続税申告に  
関するご相談

お電話でお手続きの  
概略をご説明  
いたします。

ステップ4へ



### ステップ 4

不動産名義変更・相続税診断では関係資料の確認とご説明が  
必要です。無料訪問をご予約ください。

- 専門面談員による必要書類の確認
- 相続手続きのご説明・相続税申告の要否診断
- 手続きパックと費用のご説明



# ご葬儀後にあなたに必要な

ご逝去日14日以内

3か月以内がめど

## 行政関係・生命保険関係

- 死亡届の提出
- 国民健康保険証の返却
- 後期高齢者医療証の返却
- 世帯主変更届の提出
- 葬祭費、埋葬費の支給申請
- 高額療養費の請求

- 死亡退職届の提出
- 健康保険証の返還
- 給与受取、死亡退職金受取
- 年金事務所への連絡

- 国民年金
  - 未支給年金請求の届出
- ねんきんダイヤル**  
**0570-05-1165**

- 保険会社への連絡
- 生命保険、死亡保険の請求
- 入院医療保険の請求

- 水道光熱費の変更、解約
- クレジットカード解約
- 携帯電話解約
- インターネット解約

## 財産関係

### 共通必要書類

- 戸籍収集
- 相続関係説明図の作成
- 法定相続情報一覧図写し
- 相続財産目録の作成
- 遺産分割協議書の作成

### 財産手続き

- 自筆証書遺言の検認
- 相続放棄の申立  
⚠️ **3か月内申立が必要。**
- 法定後見の申立
- 不動産の名義変更  
⚠️ **相続登記は義務です。**
- 抵当権抹消登記
- 銀行、証券口座の解約
- 投資信託、NISA解約
- 貸金庫の解約
- 車の名義変更



# 相続手続きとスケジュール

4か月以内

10か月以内

## 準確定申告

### 申告が必要なケース

- 給料が2,000万円を超える場合
- 給与所得・退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- 2か所以上から給与を得ている場合
- 給与の年末調整を行っていない場合
- 公的年金等による収入が400万円を超える場合

### その他

医療費控除・保険控除・社会保険控除等を受けたい方。

## 相続税の申告

- 相続開始を知った日の翌日から**10か月以内**に申告
- 詳細な財産調査が必要です
- 10か月以内の申告期限を過ぎると**さまざまな特例が利用できなくなり、延滞税が加算される可能性があります。**

### 死亡保険金の指定

- 死亡保険金の非課税枠  
**500万円 × 相続人\_\_\_\_\_人**  
**= \_\_\_\_\_円**

※超過部分は課税対象に加算される。



### 相続税の基礎控除額 がいさん 概算診断

現預金・保険・証券・生前贈与・不動産評価

**3,000万円 + (600万円 × 相続人\_\_\_\_\_人)**

**相続税の控除額 \_\_\_\_\_円**

※相続税の要否、詳細は必ず税理士へご確認ください。

# 遺言が見つかったら…どうするの？

公正証書

## 公正証書遺言

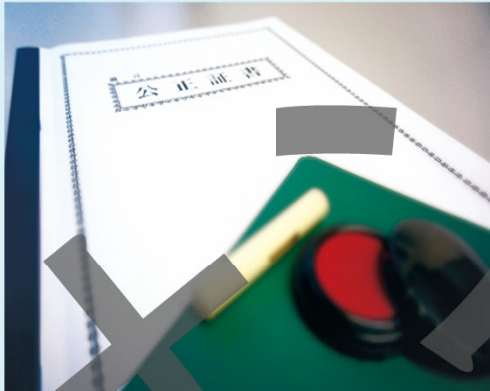
〇〇公証役場

### 家庭裁判所の検認は不要です

遺言執行者の有無を確認し、基本的には遺言書の内容通りに相続を執行します。

内容の確認・執行に関すること・相続人全員で相続配分を再協議したい場合などご不明点があれば、**サポートセンターへご相談ください。**

※司法書士が確認いたします。



遺言書

## 自筆証書遺言

### 検認が必要です

封印がない場合

封印がある場合

家庭裁判所に検認申立

検認済証明書の発行

遺言の執行

検認申立につきましてはサポートセンターへご相談ください。

※司法書士が確認いたします。